

公益財団法人高知県体育協会会計規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）の会計事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(会計区分)

第 3 条 本会の会計区分は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分する。

(予算の執行)

第 4 条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、会長とする。

(勘定科目)

第 5 条 各会計区分においては、収支の状況及び財政状態を的確に把握する必要な勘定科目を設ける。

(予算の補正)

第 6 条 やむを得ない理由により 2 0 0 万円以上の予算補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の決議を得なければならない。

(出納閉鎖)

第 7 条 出納は、翌年度 5 月 3 1 日をもって閉鎖する。

(支出決定権者、会計責任者及び出納員)

第 8 条 本会に、支出決定権者、会計責任者及び出納員を置く。

2 支出決定権者は、会長とする。

3 会計責任者は、事務局長とする。

4 出納員は、会計責任者が任命する。

第 2 章 収入及び資金の調達

第 9 条 収入金を収納するときは、その事実に基づいて収入額を調定し、これを収納しなければならない。

2 収入の調定は、収入調書により調定し、収入整理簿を整理しなければならない。

- 3 納入義務者に対しては、収入調書により納入通知書、又は請求書を納入義務者ごとに作成して交付しなければならない。
- 4 収入調書、納入通知書及び請求書の金額は、訂正してはならない。
- 5 収入調書及び納入通知書には、会計年度ごとに一連の番号を付さなければならない。

(運営資金)

第 10 条 本会の事業運営に要する資金は、基本財産等により生ずる利息、配当金その他の運用収入並びに会費、その他の収入によって調達するものとする。

(資金の借入)

- 第 11 条 前条に定める収入により、なお資金が不足するときは、理事会の決議により、金融機関からの借入により調達することができる。
- 2 その事業年度の収入をもって償還する短期の借入をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第 3 章 支 出

(支出伺)

第 12 条 支出をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を記載し、参考書類を添付した支出伺によって行わなければならない。ただし、謝金、給与、旅費、通信費その他これに類する経費の支出伺については、高知県の例により支出できるものとする。

(支出の決定)

- 第 13 条 支出決定権者は、支出を決定しようとするときは、当該経費について所属年度、支出科目、金額の算定及び債務の確定について調査し、支出を決定しなければならない。
- 2 支出決定権者は、支出を決定したときは、出納員に支出を命じなければならない。

(支 出)

第 14 条 支出は、取引金融機関への口座振込又は現金により行うものとする。

(資金前渡、前金払、概算払及び立替払)

- 第 15 条 本会の業務を行うための支出で、資金前渡、前金払、概算払又は立替払（以下「資金前渡等」という。）の必要があるときは、役員又は職員に対し資金前渡等を行うことができる。
- 2 前項の規定による資金前渡等を受けた者が、その業務を完了したときは、速やかに精算しなければならない。

第 4 章 物 品

(物品の定義)

第 16 条 この規程において、「物品」とは、備品、消耗品、郵便切手等全ての動産（現金、預貯金及び有価証券を除く。）をいう。

- 2 備品とは、耐用年数 3 年以上でかつ、取得価格一件 10 万円以上の物とする。
- 3 備品を売却、廃棄等の処分に付する場合は、事務局長の承認を得なければならない。

（物品取扱者）

第 17 条 本会に物品取扱者を置き、会計責任者が任命する。

- 2 物品取扱者は、会計責任者の命を受けて、物品の受払及び整理の事務に従事する。
- 3 物品取扱者は、備品台帳及び物品（消耗品を除く。）の受払簿を備え、その出納を明らかにしなければならない。

第 5 章 現金、預貯金、有価証券及び物品の保管責任

（現金、預貯金、有価証券及び物品の保管責任）

第 18 条 出納員及び物品取扱者は、その保管している現金、預貯金、有価証券及び物品の亡失、毀損その他の事故を発見したときは、直ちにその顛末を会長に報告しなければならない。

- 2 現金、預貯金及び有価証券のうち、有価証券については、残存年数内に収益の有利性が認められる場合は、本会代表理事及び業務執行理事の承認を得て、有利な有価証券に変更することができるものとする。ただし、投資元本保証の有価証券に限る。

（職員の賠償責任）

第 19 条 職員が、故意又は重大な過失により、その保管に係る現金、預貯金、有価証券若しくは物品若しくはその使用に係る物品を亡失又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 会長は、職員が前項の行為によって本会に損害を与えたと認めるときは、理事会に諮って賠償責任の有無及び賠償額を定めるものとする。

第 6 章 契 約

（契 約）

第 20 条 業務の委託、物品の購入その他の契約については、この規程に定めるもののほか高知県の例による。

第 7 章 決算及び帳簿

（財務書類の作成及び提出）

第 21 条 出納員は、年度決算に必要な手続きを行い、定款第 8 条に基づき、次に掲げる財務書類を作成し、会計責任者に提出しなければならない。

- (1)貸借対照表
- (2)正味財産増減計算書

(3)附属明細書

(4)財産目録

2 会計責任者は、前条の財務書類を検討確認の上、業務執行理事を経て、会長に提出しなければならない。

(会計帳簿)

第 22 条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1)主要簿

①仕訳帳（会計伝票をもってこれに代える）

②総勘定元帳

(2)補助簿

①現金出納帳

②財産台帳

③その他必要な勘定補助簿

第 8 章 監 査

(監査の立会い)

第 23 条 会計責任者及び出納員は、監事による監査を受ける場合は、その監査に立ち会わなければならない。ただし、これらの職員が事故等のため立会いをすることができないときは、その代理人に立会わせることができる。

第 9 章 雑 則

(戻入及び戻出)

第 24 条 過誤納又は過払金に対する戻入又は戻出については、高知県の例による。

(雑 則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、本会の会計に関し必要な事項は、高知県の関係規程の例による。

附 則 この規程は、平成 13 年 6 月 18 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 15 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 15 年 6 月 19 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 25 年 3 月 5 日から施行する。